

市町村における小児医療費公費負担制度の状況

(平成28年4月1日現在)

市町村名	助成対象年齢		所得制限	自己負担	備 考
	入院	通院			
岡 山 市	中学3年まで	<u>小学6年まで</u>	なし	<u>一部あり</u>	※小学生の通院は自己負担1割(限度額44,400円/月)
倉 敷 市	中学3年まで	小学6年まで	なし	なし	
津 山 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	一部あり	※小学生以上の通院は自己負担1割(限度額44,400円/月)
玉 野 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
笠 岡 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
井 原 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
総 社 市	小学6年まで	小学6年まで	なし	なし	※中学生の入院は償還制度あり
高 梁 市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	※満18歳に達した以後の最初の3月31日まで。ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く。
新 見 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
備 前 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
瀬 戸 内 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
赤 磐 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	※18歳までは償還制度あり
真 庭 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
美 作 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
浅 口 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
和 気 町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	※満18歳に達した以後の最初の3月31日まで。
早 島 町	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
里 庄 町	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
矢 掛 町	<u>18歳まで</u>	<u>18歳まで</u>	なし	なし	※満18歳に達した以後の最初の3月31日まで。ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く。
新 庄 村	<u>18歳まで</u>	<u>18歳まで</u>	なし	なし	※満18歳に達した以後の最初の3月31日まで。
鏡 野 町	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
勝 央 町	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
奈 義 町	高校3年まで	高校3年まで	なし	なし	
西 粟 倉 村	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
久 米 南 町	<u>18歳まで</u>	<u>18歳まで</u>	なし	なし	※満18歳に達した以後の最初の3月31日まで。ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く。
美 咲 町	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	※高校生は償還制度あり(H29.3月末まで)
吉 備 中央 町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	※満18歳に達した以後の最初の3月31日まで。ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く。

※アンダーライン部分は、平成28年4月に改正したところを表しています。

※上記は、岡山県小児医療費補助金交付要綱に基づき、各市町村が制定している小児医療費給付条例により現物給付の受給者証(法別番号85)が給付される対象年齢を記載したものです。

なお、この制度とは別に償還給付による医療費助成制度を設けている市町村もあります。(備考欄参照)

<独自助成を行っている市町村> 総社市、赤磐市、美咲町